



議案第三号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決
を求める。

昭和六十年一月三十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年正月参拾日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二十一万円」を「二十二万七千円」に、「十五万千円」を「十六万三千円」に、「十三万五千円」を「十五万二千円」に改める。

附 則

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

（報酬等の内払）

2

改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて、昭和五十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、議長、副議長及び議員に支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。